

参考資料 1

独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）（抜粋）

IV その他新たな独立行政法人制度及び組織への移行に当たっての措置等

- 改革を推進するに当たっては、行政サービスのユーザーたる国民の目線を常に念頭に置くほか、独立行政法人で現在働いている職員の士気の向上や雇用の安定にも配慮する。
- 法人の統合は政策実施機能の最大限の向上を図る観点から実施するものであり、時間軸を持った対応が必要である。このため、統合直後には拙速な組織のスリム化は控える一方、統合が定着した後は、適切に組織の合理化に取り組む。また、システム統合など統合を効率的に行うため必要な経費は適切に措置する一方、統合が定着した後は、経費の合理化に積極的に取り組む。
- 各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。
- 各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成 25 年 8 月 1 日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図る。
- 各法人の事務・事業に対する国からの支出等や、積立金や一部法人に設置された基金等も含めた資産について、主務省や第三者機関による評価、行政事業レビューの活用等により不断の見直しを行う。
- 独立行政法人通則法を所管する総務省において、新たな制度や運用の改善が、今般の改革の趣旨に沿ったものとなるよう、独立行政法人を所管する府省との連携を密にするとともに、必要な法令・通達のとりのまとめを行うなど、制度・組織の円滑な運営に努める。
- この改革に必要な措置については、法改正を伴わず早期に対応可能な措置は速やかに実施し、独立行政法人通則法改正など制度面での措置は平成 27 年 4 月からの改革実施を目指す。その他各法人の統廃合等に係る措置については平成 27 年 4 月以降可能な限り早期の改革実施を目指して迅速に講ずるものとし、具体的な実施時期については主務省等における検討状況を踏まえ、平成 26 年夏を目途に行政改革推進本部において決定することとする。
- 全体の取組状況について、行政改革推進本部によるフォローアップを実施する。